サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険制度

介護サービス事業者賠償責任保険(オプション②)部分 特定感染症対応費用担保特約追加のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本協会運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚く 御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたご契約者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。 皆様におかれましては、一日も早く平常の事業活動に戻ることができますようお祈り申し上げます。

現在ご加入頂いているサービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険制度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、現下の情勢等を踏まえ、以下の通りオプションでご加入頂いている介護サービス事業者賠償責任保険部分へ新たに特約追加ができるようになりましたのでご案内致します。

サービス付き高齢者向け住宅事業の運営においては、特定感染症リスクに備えることも重要と思われますので、この機会にぜひ本特約へのご加入をご検討頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

一般社団法人 高齢者住宅協会

介護サービス事業者賠償責任保険(オプション②) 「特定感染症対応費用担保特約」の内容

※現在介護サービス事業者賠償責任保険にご加入の場合、2020年11月より本特約を中途付帯することが可能になりました。 介護サービス事業者賠償責任保険に未加入の場合は、介護サービス事業者賠償責任保険にご加入頂き特約を追加するお手続きとなります。

新型コロナウイルス等による集団感染対策として

サービス利用者が施設において感染症 (*1) を発症した場合に、記名被保険者が次の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約条項です。ただし、保険金をお支払いするのは、保険期間中に、被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限ります。

- a. 消毒費用
- b. 検査費用 (使用人・サービス利用者の感染の有無を診断するための医療費および交通費等)
- C. 予防費用 (使用人・サービス利用者への感染拡大防止のための予防接種等の感染予防にかかる医療費)
- d. 通信費用 (親族に対する事故の連絡に要した郵便代等)



(*1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症(同法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。)をいいます。一類感染症・二類感染症・三類感染症とは、具体的に下表の感染症をいいます(2020年5月現在)。2020年5月1日に一類感染症または二類感染症と同程度の規定を準用することが政令により定められた指定感染症である「新型コロナウイルス感染症とは、持続性質などがによる。

2020年2月1日に一類感染症まだは二類感染症と向柱度の規定を準用することが政节により定められた指定感染症である「新空コロデザイル人感染症」も補償対象となります。



介護施設で、入居者約40人が新型コロナウイルス感染症に集団感染し、 消毒費用や入居者の検査費用等が発生した。

【ご注意】新型コロナウイルス感染症に関して

申込日時点において、<u>「従業員・介護サービス利用者等に新型コロナウイルス感染症の感染者や感染を強く疑われる方がいる」</u>等の場合は、本特約を付帯いただけない場合があります。

保険料例

以下条件において2020年11月1日付中途加入とした場合の保険料例です。

団体契約始期日は2020年7月1日のため、中途加入の場合の補償期間は2020年11月1日~2021年7月1日となります。 既に介護サービス事業者賠償責任保険にご加入の場合は、特定感染症対応費用担保特約部分の追加保険料をお支払い頂きます。

現在介護サービス事業者賠償責任保険にご加入の場合

追加保険料 (2020年11月1日

~2021年7月1日)

<保険料例の算出条件>

特定感染症对応費用〈支払限度額〉1事故 100万円

[年間売上高] 施設業務 5,000万円

[年間売上高] 施設業務 5,000万円 訪問介護その他の業務 2,500万円 訪問看護業務 2,500万円

現在介護サービス事業者賠償責任保険に未加入の場合

保

料 (2020年11月1日 ~2021年7月1日) **41.030**円

63,270円

<保険料例の算出条件>

特定感染症对応費用〈支払限度額〉1事故 100万円 介護サービス事業者賠償責任保険 [基本契約]

[年間売上高] 施設業務 5,000万円

[年間売上高] 施設業務 5,000万円 訪問介護その他の業務 2,500万円 訪問看護業務 2,500万円

[基本契約] 対人・対物賠償(訪問看護業務除く) 1事故・保険期間中 5,000万円 対人・対物賠償(訪問看護業務) 1事故5,000万円 保険期間中1.5億円 管理下財物事故 貨紙幣以外1事故300万円 貨紙幣1事故30万円

人格権侵害事故 1請求・保険期間中300万円 行方不明時使用阻害事故 1事故・保険期間中1,000万円 経済的事故 1請求・保険期間中1,000万円

訴訟対応費用担保特約条項 1事故・1請求1,000万円 初期対応費用担保特約条項 1事故・1請求1,000万円 うち身体障害見舞費用1名10万円

ご加入方法

※加入依頼書提出・保険料送金締切日:補償開始日(中途加入日)の前月20日として各月1日補償開始とする 中途加入、補償追加を受け付けております。

見積依頼

同封している専用見積依頼書に必要事項をご記入の上、(株)東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店 または、取扱代理店までFAXください。FAX受信後、速やかに見積書を作成して加入依頼書とともにご案内 いたします。

見積内容の詳細説明

各制度の内容・保険料につきまして、ご不明な点は担当代理店にてご説明いたします。

加入手続き 3

加入依頼書に必要事項を記載・捺印の上、介護サービス事業者賠償責任保険に新規に加入する場合は保険 料算出基礎数字申告書と一緒に、同封の返信用封筒にて代理店までご送付ください。また、保険料は、後日 発行するご請求書記載の口座に補償開始日(中途加入日)の前月20日までにお振込ください。

※加入依頼書提出・保険料送金締切日:補償開始日(中途加入日)の前月20日

このご案内は、サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険制度のうち、介護サービス事業者賠償責任保険の概要を記載したものです。詳細につきましては、 引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希 望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険 会社までお問い合わせください。ご契約にあたっては、代理店または弊社からご案内差し上げるその他の資料をよくお読みください。

(制度に関するお問い合わせ)

(取扱募集代理店・保険に関するお問い合わせ先)

一般社団法人 高齢者住宅協会 事務局

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21-1 ヒューリック神田橋ビル4階 TEL: 03-6689-7917 (午前9:30 ~ 午後5:30 土日祝日除く) FAX: 03-6867-8536

(取扱幹事代理店・保険料収納業務)

株式会社 東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店

〒151-8560 東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル TEL: 03-5333-1431 FAX: 03-3375-8470

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一部公務第一課 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL: 03-3515-4122 FAX: 03-3515-4123

※本保険は(株)東京海上日動パートナー TOKIO 新宿支店を幹事代理店、全国の募集代理店を非幹事代理店とする、代理店間分担契約となっております。